

仮 訳

保険監督者国際機構

グローバルにシステム上重要な保険会社：政策措置

2013年7月18日

IAIS について

保険監督者国際機構（IAIS）は、約 140 か国の 200 を超える管轄区域からの保険監督者および規制者である任意の会員からなる組織である。IAIS の使命は、保険契約者の利益と保護のために、公正、安全かつ安定した保険市場を発展させかつ維持すべく、効果的でグローバルに整合的な保険業界の監督を促すこと、およびグローバルな金融安定に貢献することである。

IAIS は 1994 年に設立され、保険セクターの監督のための原則、基準および他の支援資料の策定、およびそれらの実施を支援する責任を有する基準設定主体である。また、IAIS はメンバーに対して、保険監督および保険市場に関するメンバーの経験ならびに見解を共有するための議論の場を提供する。メンバーの積極的な参加に加え、IAIS は、国際機関、専門家団体、保険会社および再保険会社、ならびにコンサルタントおよび他の専門家を代表するオブザーバーから提供される、IAIS の選択された活動への助言により利益を得ている。

IAIS は、他の国際的な金融政策立案者および監督者または規制者の協会と自身の取組みを調整しており、また、世界的な金融システムの形成を支援している。特に、IAIS は、金融安定理事会（FSB）のメンバーであり、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）と共に、ジョイントフォーラムの創設メンバーかつ共同母体であり、国際会計基準審議会（IASB）の基準諮問会議のメンバーであり、保険へのアクセスに関するイニシアティブ（A2ii）のパートナーである。また、その結集された専門知識が認められ、IAIS は、G20 のリーダーおよび他の国際的な基準設定主体から、保険の論点のみならずグローバルな金融セクターの規制および監督に関する論点について、常に助言を求められている。

保険監督者国際機構
c/o 国際決済銀行
CH-4002 Basel
Switzerland
Tel: +41 61 225 7300
Fax: +41 61 280 9151
www.iaisweb.org

本出版物の著作権は、生命保険協会（以下、当会）が有しており、保険監督者国際機構（以下、IAIS）の公式な翻訳文書ではない。

無断転載禁止。出典表示を条件に、概要の引用について、複製または翻訳を許可する。なお、本仮訳を利用することにより発生するいかなる損害やトラブル等に関して、当会は一切の責任を負わないものとする。

原文は、IAIS のウェブサイト(www.iaisweb.org)上で入手可能である。

カバー・ノート

世界的な金融危機は、金融機関の相互関連性のある性質、ならびに当該金融機関の深刻な経営困難または破綻による、および経営困難であったまたは破綻すると予想された金融機関に対する公的セクターの介入に伴う、広範な財政および経済的費用を際立たせた。当該金融危機は、システム上重要な金融機関を特定するため、および、当該影響を弱め、公的セクターの介入およびそのような金融機関の経営困難や破綻に付随するモラルハザードを軽減するため、公的機関が迅速かつ積極的に行動する必要性についても強調した。

こうした取り組みの一環として、保険監督者国際機構（IAIS）は、他の基準設定主体、中央銀行および金融セクターの監督者と共に、金融安定理事会（FSB）およびG20の下で、グローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFIs¹）を特定するためのグローバルなイニシアティブに参加している。IAISの分析の焦点は、潜在的にグローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に関するものである。

IAISは、その経営困難または無秩序な破綻が、その規模、複雑性および相互関連性を理由に、グローバルな金融システムおよび経済活動に甚大な混乱をもたらすような、保険が支配的なコングロマリット、保険グループおよびあらゆる保険会社を特定するための評価方法を策定した。また、IAISは、G-SIIsであると決定される保険会社に適用されるべき政策措置の枠組みを完成した。

関係者は、IAISの報告書「保険および金融安定化（IFS）」²を含む、IAIS、FSBおよびバーゼル銀行監督委員会（BCBS）のウェブサイトで入手可能な、関係する背景ペーパーについて、参照することを望むかもしれない。他の主要なペーパーには、以下が含まれる：

- 「金融機関、市場および商品のシステム上の重要性の評価に関する指針」と題する、G20の財務大臣および中央銀行総裁に提出された、IMF／FSB／BIS（国際決済銀行）スタッフの報告書（2009年10月）³
- 「システム上重要な金融機関（SIFIs）がもたらすモラルハザードの抑制」に関するFSBの勧告（2010年10月）⁴
- BCBSの、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）の特定に関する枠組み、およびG-SIBsの追加の損失吸収力に関する要件（2011年11月）⁵
- G-SIBsの第一集団（first cohort）の決定（2011年11月）⁶

¹ G-SIFIsは、「その規模、市場の重要性、およびグローバルな相互関連性のため、その経営困難または破綻が、グローバルな金融システムに著しい混乱を招き、また様々な国にわたり経済的悪影響をもたらす金融機関」であるとFSBによって定義されている。G-SIIsは、G-SIFIsの中の分類の1つである。

² IAIS（2011年）<http://www.iaisweb.org/Other-papers-and-reports-46> 参照。

³ <http://www.imf.org/external/np/g20/pdf/100109.pdf> 参照。

⁴ http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_101111a.pdf 参照。

⁵ <http://www.bis.org/publ/bcbs207.pdf> 参照。

⁶ 2011年11月の「システム上重要な金融機関を取扱うための政策措置」を参照。

略語の用語集

BCBS	バーゼル銀行監督委員会
BIS	国際決済銀行
CDS	クレジット・デフォルト・スワップ
ComFrame	IAIS の国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み
CMGs	危機管理グループ
FSB	金融安定理事会
G-SIBs	グローバルにシステム上重要な銀行
G-SIFIs	グローバルにシステム上重要な金融機関
G-SIIs	グローバルにシステム上重要な保険会社
G20	主要 20 か国のグループ
GWS	グループ全体の監督者
HLA	より高い損失吸収またはより高い損失吸収能力
IAIGs	国際的に活動する保険グループ
IAIS	保険監督者国際機構
ICPs	IAIS の保険コア・プリンシプル
IFS	IAIS の報告書「保険および金融安定化」
IGT	グループ内取引
<i>Key</i>	
<i>Attributes</i>	FSB の「実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」 (主要な特性)
<i>LA</i>	損失吸収
MCR	最低資本要件
NTNI	非伝統的保険および非保険
PCR	規定された資本要件
RRPs	再建および破綻処理計画
SIE	FSB の「監督上の強度および有効性」の勧告
SIFIs	システム上重要な金融機関
SRMP	システミックリスク管理計画

目次

カバー・ノート

略語の用語集

要旨

1 はじめに

2 概観

2.1 G-SIIs に関する監督上の課題

2.2 G-SII の政策措置の目的

3 G-SII 政策措置

3.1 概観

3.2 伝統的保険、非伝統的保険および金融上の非保険（NTNI）業務の定義

3.2.1 伝統的保険業務

3.2.2 非伝統的業務、非保険業務

3.3 強化された監督

3.3.1 概要

3.3.2 システミックリスク管理計画（SRMP）

3.3.3 強化された流動性計画および流動性管理

3.3.4 NTNI 業務の効果的な分離

3.3.5 制限および禁止

3.4 実効的な破綻処理

3.4.1 G-SIIs のための破綻処理の枠組みおよびツール

3.5 損失吸収（LA）能力ー全てのグループ業務への適用

3.6 より高い損失吸収（HLA）能力ーNT および NI 業務への適用

3.6.1 概要および目的

3.6.2 HLA 「引上げ」を計算するための方法

3.6.3 HLA の所在

3.6.4 認容可能な資本商品

4 実施

4.1 実施のスケジュール

要旨

G-SIFIsに関する金融安定理事会（FSB）の枠組み

システム上重要な金融機関（SIFIs）⁷がもたらすグローバルな金融システムに対するモラルハザードおよびリスクの抑制に関する、FSBの枠組みは、以下を行うために、組み合わせるべきいくつかの方針を勧告している：

- SIFIsのより強化されたおよび協調的な監督を適用する。
- 金融システムの安定性を損うことなく、または納税者の損失へのエクスポージャーを増やすことなく、秩序ある方法でSIFIsを破綻処理する、当局の能力を向上させる。
- SIFIsがグローバルな金融システムにもたらすより規模の大きいリスクを反映させるため、SIFIsにより高い損失吸収（HLA）能力を要求する。および
- 各国の当局と協力して決定される、他の補足的な健全性要件および他の規制要件を適用する。

政策措置

保険監督者国際機構（IAIS）は、FSB勧告に沿って、グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）への政策措置の枠組みを策定した。しかしながら、HLA措置案は、提案されている2019年の実施日に先駆けて、2015年に最終化される前に、さらなる協議の対象となる予定である。措置は、しばしば非保険事業体への責任を有する当局を含む、当局間での強固な協力を求める。本文書におけるグループ全体の監督者（GWS）による行動への言及は、グループ監督の枠組み内で適切とみなされる場合に、おそらく、監督者団の設置を通じた、他の関与する監督者との協議を含むものと解釈されるべきである。

政策措置の枠組みには以下が含まれる：

1) 強化された監督

G-SII政策措置の基礎は、既存のIAIS保険コアプリンシプル⁸(ICPs)である。FSBの監督上の密度と実効性の勧告(SIE勧告)⁹は、強化された監督へのIAISのアプローチの基礎を成

⁷ グローバルSIFIs（G-SIFIs）は、「その規模、市場の重要性、およびグローバルな相互連関性のため、その経営困難または破綻が、グローバルな金融システムに著しい混乱を招き、また様々な国にわたり経済的悪影響をもたらす金融機関」であるとFSBによって定義されている。グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）は、G-SIFIsの中の分類の1つである。

⁸ http://www.iaisweb.org/view/element_href.cfm?src=1/13037pdf または <http://www.iaisweb.org/ICP-on-line-tool-68>
⁹ 参照。

⁹ http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_121031ab.pdf,

す。加えて、IAIS の国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み (ComFrame)¹⁰は、国際的に活動する保険グループ (IAIGs) について、それが G-SIIs として特定されるかどうかにかかわらず、当該グループのための規制上および監督上の措置およびアプローチのグローバルなコンバージェンスを発展させることを目標とする。ComFrame は、それ自体、G-SIIs に関するシステミックリスクを取扱うことに重点を置く具体的な政策措置を確立することは想定しておらず、むしろ、IAIG でもある G-SII のシステミックリスクを取扱うための補足的な監督措置を適用するための基準線を定める可能性がある。これを受けて、G-SII のための強化された監督の主要要素は、以下のように要約される。

- グループ全体の監督者は、連結されたグループ全体の監督に対する直接的なアプローチが適用されることを確保するため、持株会社に対して直接的な権限を持つべきである。G-SIIs は1つのグループの形を取る可能性が最も高く、かつ NTNI (非伝統的保険および非保険) 業務は1つのグループ内の分離された事業体によって遂行されることが多く、および/または当該グループは金融システムの他の分野とかなりの相互関連性を有する可能性があるため、グループ全体の監督に特別な注意が払われるべきである。監督者は、グループ全体、第一には NTNI 業務、また G-SII の残りについての流動性リスク管理に取り組むため、とりわけ適切な取決めを整備するよう G-SIIs に求めるべきである。
- グループ全体の監督者は、(再建および破綻処理計画 (RRPs) に加えて) システミックリスク管理計画 (SRMP) の個々の G-SII による策定および実施を監視すべきである。G-SII にとって、SRMP の目的は、グループ全体の監督者の監視の下で、G-SII が自社のシステミックリスクをどのように管理、軽減、および可能であれば削減するかを記載することである。いずれは、IAIS の評価方法を評価および改善するために、IAIS が SRMP を入手できるようになることが期待される。実行可能かつ適切な場合には、SRMP には、システム上重要な NTNI 業務を伝統的保険事業から効果的に分離すること、および/または特定されたシステム上重要な業務の制限もしくは禁止、またはその他の措置が含まれる。
- NTNI 業務の分離が検討される場合、構造および財務状況に関して、分離された事業体の自立を確保することが必要である。法人への分離が契約上の義務によって損なわれないよう確保するため、自立の構造上の側面には、再編措置と親による保証 (parental guarantee) およびクロスデフォルト条項の制限および禁止の組合

http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_111104ee.pdf および、
http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_101101.pdf 参照。

¹⁰ ComFrame は、グループ全体の監督ならびに規制上および監督上のアプローチのグローバルなコンバージェンスを発展させるために、「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み」を 2013 年までに策定するための IAIS のプロジェクトである。[http://www.iaisweb.org/ComFrame work--765](http://www.iaisweb.org/ComFrame%20work--765) 参照。

わせが含まれることになる。財務状況に関する自立とは、資本もしくは資金調達補助、マルチプル・ギアリング、またはダブル・レバレッジが存在すべきでないことを意味する。分離された事業体と G-SII の他の部分の間に残る必要な相互関連性は、結果として必要となる他の措置（例えば、制限または HLA）の適用により対応すべきである。

- 効果的に NTNI 業務を分離するプロセスにおいて、非規制の金融事業体が生じないようにすることがグループ全体の監督者の役割である。NTNI 業務を分離する分離プロセスで生じた金融事業体は、直接的な監督当局およびグループ全体の監督者（これらは、1 つでかつ同一の場合がある）の監視下にあるべきである。機能別の監督者により課される、あらゆる直接的または間接的措置について考慮されるべきである。

2) 実効的な破綻処理

2011 年、FSB は、金融機関のための実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性（主要な特性）¹¹という破綻処理に関する国際基準を公表した。G-SIIs を監督する当局および G-SIIs 自身は主要な特性を遵守すべきである。本基準は、もし破綻したならばシステム上重要または重大となりうるあらゆる金融機関に適用すべき、具体的な様々な要件について規定している。G-SIFIIs に適用される当該要件には、(i)危機管理グループ (CMGs) の設置；(ii)再建および破綻処理計画 (RRPs) の策定；(iii)破綻処理実行可能性評価の実施；および(iv)個別金融機関毎の国境を越えた協力取決めの採択が含まれる。

G-SIIs に関して、実効的な破綻処理は、以下を含む保険の特性を考慮に入れる：

- 伝統的保険業務からの NTNI 業務の分離に必要な（例えば、そのような NTNI 業務からの効果的な分離を通じた）計画および完成したステップ
- 伝統的保険業務を行う事業体の破綻処理の一環としての、包括移転およびラン・オフ取決めの利用可能性、ならびに
- 保険契約者保護および保証制度（またはそれに類似する取決め）の存在

3) 損失吸収 (L A) — 全てのグループ業務への適用

G-SIIs のための HLA 要件の基礎として、IAIS は最初のステップとして、非保険子会社を含む全てのグループ業務に適用される、簡明なバックストップ資本要件 (straightforward, backstop capital requirements) を 2014 年末までに完了すべく策定する予定である。

4) より高い損失吸収 (H L A) 能力 — N T および N I 業務への適用

¹¹ 「金融機関のための実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」、2011 年 10 月参照。
http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_111104cc.pdf 参照。

G-SIIは、NTおよびNI業務を行うためのより高い損失吸収能力（HLA）を有するべきである。G-SIIにHLA能力を求めることは、破綻の可能性を削減する助けとなる。これは、G-SIIの破綻がグローバルな金融システムにもたらす、より巨大なリスクを考えれば、重要なことである。公開協議の後、IAISは、2019年から指定G-SIIへの適用が開始されるHLAの実施の詳細を2015年末までに策定する予定である。また、IAISは、（HLAが評価されることになるG-SIIのグループの対象範囲を含め）関係する論点について協議する予定である。

IAISは、HLA能力を適用する際には、区分がなされるべきであると提案する。特に、計算は、NTNI金融業務が効果的に伝統的な保険業務と分離されたかどうか依存すべきである。また、IAISは、可能であれば、HLAは、以下のように、システム上重要な業務が存在する事業体をターゲットとすべきであると提案する。

- G-SIIがNTNI業務と伝統的保険業務の効果的な分離を実証した場合、ターゲット（targeted）HLAは、NTNI業務に基づいて計算される可能性があり、およびそれらを行う分離された事業体に適用される可能性がある。
- NTNI業務が効果的に分離されない場合、HLAは（親会社を含む）連結された保険グループ¹²のNTNI業務に基づき、（業務が分離されている場合よりもより大きいHLA引上げを生じさせる）保険グループの相互関連性スコアを考慮して計算される可能性がある。

HLA能力要件は、質の最も高い資本、つまり、継続企業ベースで、保険会社がいつでも損失のカバーに全額を利用できる永続的資本により満たされるべきである。

HLAの評価は、各国の法令で整備されている、保険会社のシステミックリスクを軽減するために課されるあらゆる資本チャージを考慮しうる。

実施のスケジュール

2013年の7月に、G-SIIの第一集団（first cohort）が指定され、その後公表されることが見込まれている。強化された監督（SRMPの策定を含む）および実効的な破綻処理に関するG-SIIの措置は、その後即座に実施が開始されるべきである。流動性リスク管理計画を含むRRPsは、2014年末までに策定されかつCMGsにより合意されるべきである。SRMPは、最初のG-SIIのグループの指定後、12カ月以内に完了すべきである。その後、翌年の評価に間に合うように実施が完了すべきである。SRMPの実施は、グループ全体の監督者によって

¹² 「保険グループ」という用語は、本文書を通じて、完全に連結された（親会社を含む）企業または会社を意味するものとして使用されている。当該用語は、免許付与された保険事業体のグループのみを意味する、または称するものではない。

2016年に評価されるべきである。HLA能力に関する措置は、2017年に指定されるG-SIIsに対して、2019年に実施が開始されるべきである。

保険セクターのためのより広範囲にわたる健全な資本および監督上の枠組みは、金融安定の支援に不可欠である。したがって、IAISは、2013年10月までに、定量的な資本基準を含む、IAIGsのための包括的な、グループ全体の監督上および規制上の枠組みを策定するための活動計画を作成する予定である。

IAISは、G-SIIの評価方法における指標に関する高品質のデータを保険会社が提供できるような枠組みの作成を各国の当局に期待する。(市場参加者のため、および市場規律の向上のために) 方法の透明性およびG-SIIsの効率的な特定を確保するために、使用されたデータは、理想としては公表されるべきである。IAISは、今後数年間、そのような公表が可能となるよう、参加する当局と協力する予定である。

また、G-SIIの政策措置の実施は、国際的な整合性を確保するために、IAISのピア・レビューのプロセスによりモニターされるべきである。完全な実施のスケジュールは以下となる：

主要な実施日およびスケジュール	必要となる行動（または中間的な活動）
2013年7月	<p>2011年のデータを用いて、IAISの選定手法に基づき、FSBが、G-SIIsの最初の集団を指定（2014年以降、毎年11月にFSBが更新結果を公表）</p> <p>指定されたG-SIIsについては、FSBの金融機関のための実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性における破綻処理計画および破綻処理実行可能性評価の要件、ならびにグループ全体の監督を含む強化された監督の実施の開始</p>
2013年10月	<p>IAISが、定量的な資本基準を含む、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）のための包括的な、グループ全体の監督上および規制上の枠組みを策定するための活動計画を作成</p>
2014年7月	<p>指定された最初のG-SIIs集団のための危機管理グループ（CMGs）の設置</p> <p>IAISがFSBに対して、主要な再保険会社のG-SIIの地位に関して、および当該再保険会社のための適切なリスク軽減措置に関して提言を行う</p>
2014年7月	<p>システミックリスク管理計画（SRMP）の完成</p>
2014年9月	<p>IAISが、非保険子会社を含む全てのグループ業務に適用される、簡明なバックストップ資本要件（損失吸収-LA）を完成</p>
2014年末	<p>指定された最初のG-SIIs集団のための、流動性リスク管理計画を含む再建および破綻処理計画が策定されかつCMGsにより合意される</p>

2015 年末	IAIS が、2019 年から指定 G-SIIs への適用が開始される HLA の実施の詳細を策定する
2016 年 7 月	SRMP の実施の評価
2017 年 11 月	IAIS の評価方法および 2016 年のデータに基づいて、FSB が、G-SIIs の集団を指定し、それらには 2019 年から実施される HLA 政策措置が適用される
2019 年 1 月	2017 年 11 月に指定された G-SIIs に HLA 要件が適用される

1. はじめに

- (1) IAIS は、他の基準設定主体、中央銀行および金融セクターの監督者と共に、FSB および G20 の下で、G-SIFIs¹³を特定するためのグローバルなイニシアティブに参加している。IAIS の分析の焦点は、潜在的な G-SIIs に関するものである。そのため、IAIS は、保険会社の経営困難または無秩序な破綻が、グローバルな金融システムおよび経済活動に甚大な混乱をもたらすようなあらゆる保険会社を特定するための当初評価方法について説明する「グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) : 当初評価方法」という当初評価方法を策定した。あらゆるこのような保険会社は、グローバルなベースでシステム上重要であるとみなされることになるだろう。
- (2) 現在 IAIS は、G-SIIs に関する政策措置の枠組みも策定した。当該枠組みは、FSB によって公表された一般枠組み¹⁴をベースに、保険が支配的な金融コングロマリットに特有な性質に適用することが意図された適切な調整を行ったものである。当初評価方法と同様に、これらの調整では、保険会社、および当該保険会社がシステム上重要な理由を、他の金融機関とは異なるものにさせている要素を反映している。
- (3) 2010 年 11 月のソウル・サミットにおいて、G20 のリーダーは、システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制に関する、FSB の枠組みを支持した。当該枠組みは、以下を行うために、組み合わせるべきいくつかの方針を提言している：
 - SIFIs のより強化されたおよび協調的な監督を適用する。
 - 金融システムの安定性を損うことなく、かつ納税者を損失のリスクにさらすことなく、秩序ある方法で SIFIs を破綻処理する、当局の能力を向上させる。
 - SIFIs がグローバルな金融システムにもたらすより規模の大きいリスクを反映させるため、SIFIs により高い損失吸収力を要求する。
 - 中核となる金融インフラを強化する。および、
 - 各国の当局により決定される、他の補足的な健全性要件およびその他の要件を規定する。
- (4) IAIS の報告書「保険および金融安定化」¹⁵で論じられたように、保険会社のシステム上の重要性を評価するための最も重要な 2 つの要素は、NTNI 業務および相互連関性

¹³ G-SIFIs は、「その規模、市場の重要性、およびグローバルな相互連関性のため、その経営困難または破綻が、グローバルな金融システムに著しい混乱を招き、また様々な国にわたり経済的悪影響をもたらす金融機関」とであると FSB によって定義されている。グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) は、G-SIFIs の中の分類の 1 つである。

¹⁴ FSB 報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」(2010 年) http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_101111a.pdf および「システム上重要な金融機関に対処するための政策措置」(2011 年) http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_111104bb.pdf 参照。

¹⁵ <http://www.iaisweb.org/Other-papers-and-reports-46> 参照。

の程度である。NTNI 業務は、とりわけ保険負債が通常管理されるより長期の時間枠が存在しないかもしれないために重要である。相互関連性は、保険セクター、銀行セクター、および金融市場間にストレス時の影響を増幅させうる強い結び付きが存在しうるために重要である。したがって、当該政策措置は、特にこれらのシステム上の重要性の原因について取扱う。

2. 概観

2.1 G-SII s に関する監督上の課題

- (5) G-SII s の範囲、事業の性質および金融システムにおける立場が、それらの経営困難または破綻によって、より広範な金融システムおよび実体経済に混乱をもたらす可能性があるため、G-SII s は金融安定にとってリスクとなる。
- (6) G-SII s は、一つには伝統的な保険のビジネスモデルが本質的にシステム上重要ではないことが理由で、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）とは異なる。銀行の指定は、単なる規模および中核業務の性質により決定される傾向にある一方、伝統的な保険会社にとっては、規模のみはそれほど重要ではない。保険会社は、その構造および事業において、ならびにその結果、グローバルな金融システムに保険会社がもたらすリスクの性質および程度において、銀行とは大きく異なる。ある保険会社を G-SII とならせることになる事業は、それぞれの保険会社で大きく異なる可能性があるが、一般的に、当該保険会社の NTNI 業務およびそれらの業務から生じるあらゆる相互関連性に関する。このため、システム上の重要性の具体的な性質および原因、ならびに可能性のある負の外部性の様々な原動力に対処することを目的とした政策対応が求められる。

2.2 G-SII の政策措置の目的

- (7) G-SII の政策措置は、モラルハザードを抑制し、および G-SII により引き起こされる可能性のある無秩序な破綻から生じる負の外部性のコストを取込むべきである。これらの政策措置は、以下を行うべきである：
- G-SII s の経営困難または破綻の可能性および影響を削減し、ならびに、そうして、無秩序な破綻が引き起こす可能性がある予想されるシステム上の影響を削減する。
 - G-SII s に対して、あまりシステム上重要とならないよう奨励し、および非 G-SII s に対して G-SII s にならないよう強い阻害要因を与える。ならびに、
 - 個別保険会社の G-SII の地位への原動力に結び付ける。

- (8) G-SIIs は、認知された暗黙の政府保証 (perceived implicit state guarantee) のため、または、政策措置が追加のレベルの安心をもたらすと理解されるため、保険契約者および機関投資家により、安全な避難先 (safe haven) とみなされるかもしれない。これにより、金融市場の中で、大きく歪曲した結果をもたらさう。例えば、保険会社の G-SII としての指定は、G-SIIs に対して、より低い資金調達コストへのアクセスを提供することになる。信用格付機関による財務力格付評価ならびに銀行、投資銀行およびレポ・ディーラー、および他の取引相手によって付与された独自のオーダーメイド格付は、現在、保険会社に対するいかなる暗黙の政府保証も想定していない。反対に、G-SII の規制制度により課される、追加の監督上の階層は、消費者がより大きな安全と交換にそれを負担することを望む可能性がある、より高い資本要件を通じて追加のコストをもたらさう。G-SIIs に関する政策措置の実施の間、予期せぬ結果は、可能な場合には、検討され、かつ回避されるべきである。

3 G-SII 政策措置

3.1 概観

- (9) IAIS の G-SIIs に関する政策措置の枠組みは、FSB の勧告に沿っており、以下の要素を含む：
- **強化された監督**：強化された監督は、全ての G-SIIs の地位で求められる、より高度な水準のリスク管理を迅速に達成することを確保するため、全ての G-SIIs に直ちに適用される。ICPs、ComFrame、および FSB の SIE の勧告は、IAIS の強化された監督のアプローチのための基礎を規定し、一方、以下に記載のとおり、グループ全体の監督および流動性計画に特に重点が置かれている。またグループ全体の監督者は、G-SIIs のシステム上の重要性をもたらす業務を分析し、そのシステム上の重要性を削減するために必要な措置を講じるべきでもある。これには、伝統的保険事業からの NTNI 業務の分離および／またはシステム上重要な NTNI 業務の制限もしくは禁止などの措置が含まれる、SRMP の策定および実施の監視が含まれる。
 - **増大した破綻処理実行可能性**：FSB の主要な特性は、改善された破綻処理実行可能性の基礎を規定しており、G-SII の破綻の影響を減じる助けとなるであろう。「主要な特性」において、全ての G-SIIs は、自身のグループ全体の監督者と協力して、RRPs を作成するよう求められる。関連当局は、CMG の設立、破綻処理実行可能性評価の実施および他の関与する監督者との協力取決めの締結を行うようにも求められる。
 - **損失吸収 (LA) 能力**：G-SIIs は、全てのグループ業務について規制上の資本を保

有するよう要求されることになる。バックストップ資本要件の策定は 2014 年末までに完了し、その後間もなく当該要件が適用されることになる。

- **より高い損失吸収 (HLA) 能力** : 加えて、G-SIIs は、自身が遂行する NTNI 業務に基づいて、増加した損失吸収能力要件の対象となる。追加の資本要件の計算およびその所在は、G-SII が伝統的保険業務からの NTNI の効果的な分離を実証したがどうかにより決まる可能性がある。各国の監督枠組みの一部は、ある保険グループのシステミックリスク・プロファイルに対する資本サーチャージについて規定することを期待されており、これらの追加の資本要件は、G-SII が適切なレベルの HLA 能力を有しているかどうかを評価する上で、考慮される可能性があることが留意される。HLA 措置案は、提案されている 2019 年 1 月の実施日に先駆けて、2015 年に最終化される前に、さらなる協議の対象となる予定である。

3.2 伝統的保険、非伝統的保険および金融上の非保険 (NTNI) 業務の定義

(10) 上述の政策措置の適用は、伝統的業務と NTNI 業務の明確な区別にかかなりの部分を依存する可能性がある。

(11) 伝統的保険、非伝統的保険、および非保険の業務の区分は、以下を考慮して決まる。

第一に、以下に規定される NTNI 原則は、業務が伝統的保険、または、非伝統的保険／非保険に区分されるかどうかを決定するよう導くべきである。第二に、(以下の) 表 1 は、具体的な例となる商品および事業活動の区分を示すことにより、この取組みにさらに役立つように提供される。第三に、保険商品は、その具体的な特性 (および管轄区域間) で大きく異なる可能性があるため、本文書で記載した例となる商品から外れる商品への当該指導原則の適用は、保険基準の調和という IAIS の目的のためのピア・レビューを条件に、グループ全体の監督者の判断に委ねられる。

(12) 本文書は、商品の伝統的または非伝統分類への割当のための指導原則を拡大することで、IAIS の報告書「保険および金融安定化 (IFS) ¹⁶」において開始された取組をさらに進展させる。このアプローチは、保険商品または金融活動が伝統的 (T) または非伝統的 (NT) のいずれとみなされるかを判断するのに用いられる、リスク特性の支配性 (predominance) に基づいている。そのため、IFS ペーパーにおいて準伝統的と区分された商品は、主に、非伝統的区分に分けられた。¹⁷ 上述のとおり、これらの商品は、その具体的な特性 (および管轄区域間) で大きく異なる傾向があり、また、グループ全体の監督者は、具体的な商品によって生じるシステミックリスクの程度を考慮する

¹⁶ IAIS の「保険および金融安定化」

¹⁷ IAIS のスコアリング方法では、今後のデータ分析および指定の取組において、このアプローチおよび保険業務の分類を伝統的および NTNI として反映することが必要となるだろう。

が必要になる。

3.2.1 伝統的保険業務

(13) IFS の報告書は、伝統的保険業務を、主に、リスクの保険可能性の概念、特に、保険事象の偶発的な性質、無作為な発生および大数の法則の適用可能性を基礎として定めている。¹⁸大数の法則は、保険会社が効率的にリスクを管理およびリスクの価格付けをするために役立つ。保険料の前払いおよび保険金支払いの発生までの時間は、生産循環の逆転として知られているが、通常、保険会社の流動性および投資管理にさらなる利益となる。これらの例において、資産負債管理（ALM）業務は、負債および資産の特性を厳密にマッチさせることを目的とする。

3.2.2 非伝統的業務、非保険業務

概要

(14) 非伝統的業務および非保険業務には、レバレッジ、流動性または満期変換、不完全な信用リスク移転（すなわち、「シャドールンキング」）、信用保証、または最低限の金融保証などの金融特性が含まれる。また、これらの業務は、金融市場リスクを保険会社にシフトする際に、伝統的な保険商品よりも、より金融上複雑な商品を含む場合が多い。関連する他の商品には、負債が、株価などの金融市場の成果および経済的な事業サイクルへの連関が著しいものが含まれる。

(15) 免許を付与された保険事業体以外が遂行する金融業務は、非保険に分類される。

NTNI 原則

(16) 原則 1：元本であろうと利息であろうと、証券、モーゲッジおよび他の取引商品または非取引商品などの金融商品に、信用保証を提供する商品は NTNI とみなされうる。

説明：信用リスク特有の部分は容易に分散化が可能であるものの、それにも関わらず、そのようなカバーを提供する保険会社は、体系的な¹⁹リスクに対して脆弱であり、そのため、経済全体に影響を及ぼす、または、そうでなければ連関を強くする衝撃に対して脆弱である。保証された債務は経済を通じて分散されることが多く、保険会社の経営困難または破綻を理由とした負債性金融商品の保証額の減損は、結果として経済への深刻な影響となりうる。信用保証または信用カバーが、実質的に短期の場合、体系的な事象へのエクスポージャーは限定される。そのような商品は、伝統的とみなされうる。

¹⁸ IAIS の「保険および金融安定化」の p.13

¹⁹ 「システミック」とは異なる。

(17) 原則 2：相当な市場リスクおよび流動性リスクに保険会社をさらし、それらのリスクをヘッジするために保険会社によるより複雑なリスク管理実務を必要とし、ならびに、重大で、複雑、かつダイナミックなデリバティブの利用を必要とする可能性のある保険契約または商品は、NTNI とみなされうる。

説明：そのようなリスク性商品を取扱うために必要なリスク管理の複雑性は、保険会社を相当大きな市場リスクおよび流動性リスクにさらし、モデル化の誤謬の可能性を増大させ、店頭取引によるデリバティブ市場により依存するようにさせ、ならびに、より大量の取引により相互関連性を増大させる。これにより、投売りまたは正循環的なヘッジ戦略の可能性を生じさせる。複雑なリスクをヘッジするという決定は、マクロ健全性の観点からは望ましいものの、逆にそれぞれの保険会社の相互関連性を増すことになり、そのため、保険会社を機能的なデリバティブ市場にさらに依存させてしまう。

例：

- a) 基本的に、保険契約者のためのプットオプションを付与し、勘定の実績の最低保証とともに、顧客または保険契約者に対して、契約の開始時または契約期間を通して、保険料を様々な市場（例えば、株式市場）へ投資することを選択する権利を付与する商品。これにより、保険契約者の行動の複雑なモデル化および予測、ならびに複雑な金融市場リスクの管理が必要となる。対照的に、一般勘定の実績の最低保証は、保険会社を困難な状況に置くことはない。
- b) 保険契約者に対して、相当長期の実績保証および有形の短期の流動性保証を与える商品で、既存の現物市場の株式のポートフォリオにより同時にマッチさせることができないもの。

(18) 原則 3：満期もしくは流動性変換、レバレッジ、または、レポおよび貸株などの信用リスクの不完全な移転を結果的にもたらず、投資および資金調達または他の資本市場活動で、伝統的な保険業務を行う範囲および規模により正当化されるものを超える場合には、NTNI とみなされうる。

説明：伝統的、非伝統的および非保険の分類は、バランスシートに計上されているようとなかろうと、投資活動にも適用される。投資活動が、この原則で述べている懸念点に関係する程度、およびそれらが伝統的保険業務を支援する程度が、それらの NTNI としての区分を決定することになる。

この原則は、FSB のシャドーバンキングの分析で確認された懸念を扱っている。当該原則は、レバレッジを増やし、独自の投機からのリスクを増やし、私募ファンドへの

投資の透明性を減らし、ならびに、保険会社を資本市場の売買および流動性の資金調達へさらに依存させる可能性のある業務を把握することを目的としている。

例：

- a) 買戻し条件付契約または貸株取引からの現金担保が、流動性があり信用度の高い資産に再投資される場合、および、レポ取引で貸されたまたは出された証券に流動性がある場合、その業務は伝統的となる。しかしながら、再投資が長期である、または、信用度が低いまたは流動性がない証券の場合、そのリスクは NTNI とみなされる業務として十分である。さらに、信用度が低いまたは流動性がない資産が貸株または買戻し条件付契約に用いられる場合、そのリスクは NTNI とみなされるのに十分である。
- b) 通常の投資管理を支える過程において、短期のクレジット・デフォルト・スワップ（売却された信用保護）が、投資を従来型の確定利付証券に合成的に複製するために、政府発行の証券と合成され、優れた価格設定または流動性のために優れた投資になるのであれば、それは伝統的となる。外貨建社債への同様の投資、および、これらの証券の利息と元本を保険負債が表示される現地通貨に転換するために外貨スワップを利用することは、伝統的となるであろう。基本的に、合成的な複製が、従来型の証券への投資と同様のリスクをもたらす場合、それは伝統的である。それがレバレッジをもたらす、または流動性を減じる場合、それは NTNI である。同等のクレジット・デフォルト・スワップが、信用スプレッドの変動または信用スプレッドの期間構造から利益を得るために売買される場合、それは、非伝統的または非保険業務である。グループ全体の監督者は、デリバティブと証券の組合せを含む、同じように見えるかもしれないものの、動機が投機的・裁定的である他の投資戦略、または市場に関する他の日和見的な見解を見定めるために留意すべきである。

(19) 一部の変額年金商品のシステミックリスク（以下の表 1 で星印を付記）は、保証の性質および範囲と関連しており、より一般的に、その商品ではない。伝統的な商品の保証に相当する部分的な保証が提供される場合、グループ全体の監督者は、関与する監督者と協議して、適切であれば当該商品を伝統的なものとして区分することが必要となる可能性がある。

(20) （実例となる、および、現在も積極的な議論が行われている）一部の典型的な保険業務および商品は以下に示される：

表 1. 典型的な保険業務の区分

伝統的	非伝統的
損害保険（損害保険と医療保険、就業不能保険）	年金：変額年金－GMIB（定額積立収益）（*）
損害保険：長期（一部の金利リスクを含むものの、依然として、大部分が非金融）	最低保証死亡保険金（GMDB）または、最低保証年金給付率（*）
生命保険－定期－定額死亡保険金、定額保険料	最低保証引出給付（GMWB）（*）
生命保険－定期－変額保険金、変額保険料（保険契約者が投資収益リスクを負担）	条件付据置年金（一部の長寿リスク、大部分は市場収益リスク）（*）
生命保険－定額死亡保険金のある終身保険（明示的な固定積立率）	保証勘定価額または負とされない収益のあるユニットリンク勘定（一部の長寿リスク、大部分は財務保証）（*）
生命保険－変額勘定価額のある終身保険（投資収益のリスクを含む）	投資保証契約（GICs）
生命保険－一部の最低積立率または最低死亡保険金のある終身保険	合成 GIC（保険会社が市場価額／収益のリスクを負担）
固定収益率の年金	モーゲッジ補償保険（信用保証）
変動収益率の年金（保険会社が長寿リスクを負い、保険契約者が投資収益を得る）	信用保証－地方債、仕組み信用商品、（純粋な信用保証）
変額積立、定額支払い	
保険連動型証券（ILS）、例えば、キャットボンドおよび他の形態	資金調達または貨幣化の ILS、例えば、エンベデッド・バリュー／将来収益の現在価値の証券化、重大なトリガー条件としての財務リスクを伴う ILS
短期の貿易信用保険	

3.3 強化された監督

3.3.1 概要

(21) 強化された監督は指定された全ての G-SIIs に、即座に適用される。G-SIIs の強化された監督は、通常、SIE 勧告と一致して、調整された規制、より大規模の監督上のリソース、およびシステム上重要でない保険会社の監督と比較してより大胆な既存の監督ツールの利用を意味することになる。G-SIIs の強化された監督は、グループ全体の監督に対する直接的なアプローチに基づくべきである。強化された監督には関与する監

督者²⁰との調整を含むべきであり、経営困難または破綻の可能性および影響を弱めるため、G-SIIs についての特有のリスクプロファイルおよび起こりうるリスク集中に特に重点を置くべきである。そうする上で、関与する監督者は、G-SII の評価方法の結果によって示唆される G-SII のシステム上の重要性に関する理由を考慮に入れるべきである。

(22) 強化された監督の望まれる結果は、以下のとおりである：

- グループ全体の監督者は、G-SII がもたらすリスクを減じるための一連の措置を決定し、当該措置の実施および有効性を適切にモニターするためのスケジュールおよび指標を設定する。
- グループ全体の監督枠組みが保険グループ全体に適用されるが、当該グループのシステミックリスクに特に重点を置いており、グループの非保険事業体への責任を有する関与する監督者を含む、関与する監督者間の協力を特徴付ける。効果的なグループ全体の監督を阻害しうる障壁は、特定され、取り除かれる。G-SIIs については、グループ全体の監督者は、グループ全体の監督への直接的なアプローチが適用可能となることを確保するため、持株会社に対して直接的な権限を持つ²¹。加えて、他の関与する監督者は、自身の管轄区域内の持株会社に対して、直接的または間接的な権限を持つ可能性がある。機能別の監督者によるあらゆる直接的または間接的な措置／規制について考慮されるべきである。
- 強化された監督上の協力は、（セクターおよび管轄区域を越えた）監督者団を通して達成される。
- グループ全体の監督者は、保険グループ内の内部統制システム、ならびにリスク管理およびソルベンシー評価の手続きについて、明確な見通しを有する。これには、グループ全体レベルで、事業種目や法人を越えて、リスクエクスポージャーおよびリスク集中を迅速かつ正確に統合し、特定する能力を有するよう、G-SII に求めることが含まれる。次の箇条書きで述べられる評価の種類と共に、SRMP が、この情報の多くを規定することが期待される。
- G-SII は、効果的な内部統制および制限、適切に分散化された投資および再保険の取決め、豊富な開示、ならびに追加のストレステストを有する。

(23) 強化された監督についての IAIS のアプローチは、以下に基づく：

- ICPs。ICPs は、全ての保険会社に適用され、および、G-SII 政策措置の基礎である。

²⁰ 関与する監督者とは、本店所在地、受入地、および外国の機能別の監督者のことをいう。

²¹ ICPs（「はじめに」のパラグラフ 14）は、保険グループのグループ全体の監督に対する直接的または間接的なアプローチについて規定している。G-SIIs については、直接的なアプローチのみが容認可能である。IAIS は、グループ全体の監督の一部の側面を明確化するために、ICP 23 を改訂している最中である。

- **ComFrame**。ComFrame は、G-SIIs として特定されようとしてまいと、IAIGs のための規制上および監督上の措置およびアプローチのグローバルなコンバージェンスを進展させることを目標とする。ComFrame が G-SIIs 自体のシステミックリスクを取扱うことに焦点を当てた具体的な政策措置を作成することは想定されておらず、むしろ、G-SII のシステミックリスクを取扱うために補足的な監督上の措置を適用する基礎を規定する可能性がある。
- G-SIIs は1つのグループの形を取る可能性が最も高く、NTNI は1つのグループ内の別の事業体によって遂行されるため、グループ全体の監督に特別の注意が払われることになる。
- FSB の SIE 勧告で、特に以下に関係するもの：

- **明白な任務、独立性および適切なリソース**

活発な早期の介入に向けた任務は、監督者が早期に行動する意思を持つという文化を促進する。当該任務は、保険グループに関する適切なリスク許容度についてのグループ全体の監督者（および、多くの場合、関与する監督者）の見解が、常により高度な保守性を反映することになり、したがって、上級管理職、取締役会および株主それぞれのリスク選好を照らした場合、対立の原因となることがある点を伝えるべきである。

一般的に、運営上の独立性および監督当局のリソースを強化することは、監督上の実効性および信頼性の確保に不可欠である。

- **完全な一連の監督上の権限**

金融危機以来、増大される流動性要件、広範なエクスポージャー制限、減配を課すこと、追加資本およびストレステストを要求することなどのツールの必要性が注目されるようになった。そのような完全な一連の権限が監督者が自身の公的使命を遂行する能力に不可欠であることを考えると、金融政策のツールのリストは更新されるべきである。監督者は、実施されるストレステストが包括的であり、かつ当該機関のリスクおよび複雑性に見合っているよう確保する必要がある。

- **改善された基準および方法**

ガバナンスおよび事業プロセスの結果をさらに重視すること、ならびに横断的レビューのさらなる使用が望ましい。監督者は、自身の監督についてのアプローチおよび方法が効果的か、または、例えば資本および統制システムの充分性に重点を置くことを推進し過ぎて、利益源および財務データの詳細な評価から離れてしまっているのか、評価する必要がある。

取締役会および上級管理職との監督上の交流は、頻度、上級者のレベル、およびその実効性の評価に関して、強化されるべきである。監督者は、ただの機関の内部事情とみなされるべきでない要素である、G-SIIs 内の主要な地位（例えば CEO、CRO、内部監査役）についての後継者計画および業績目標について取扱う、積極的なアプローチを採用すべきである。

- **より厳格な評価制度**

グループ全体の監督者は、自身の監督上の枠組みが、G-SIIs に関する内部統制（リスク管理の枠組みを含む）にどのように影響するかについて考慮すべきであり、当該監督者は、G-SIIs における内部統制の環境に関する評価規準が、企業自身もたらす潜在的なシステム上の影響を考慮に入れた上で、これらの企業に関して、達成すべき「より高い基準」を設けることに自信を持つべきである。グループ全体の監督者は、特に G-SIIs におけるリスク文化を形式的に評価する方法をさらに模索すべきである。金融機関における強力なリスク文化を確立することは、良いガバナンスの不可欠な要素である。

- **グループ全体の監督**

保険グループの事業体（例えば、非規制事業体、親会社および他の関連会社）について、規制事業体、保険グループおよび金融システムにリスクをもたらす可能性があるにも関わらず、監督者が当該全ての保険グループ事業体をレビューする法的権利または能力を持たない場合、グループ全体の監督は、阻害される可能性がある。保険グループ内に、監督者がアクセスを持たない事業体が存在する場合、連結の監督上の盲点が生み出される可能性がある。様々な機能別の監督者が様々な事業種目に対する規制上の権限を持つ場合、これらの監督者は、監督上の目標を達成するために、各自の規制事業体に関する情報を共有および交換し、ならびに、他の機能別監督者と綿密に連携することが不可欠である。

- **リスクの合算**

監督者は、G-SII の監督に関するより高度な要件との関連で、自身のデータの必要性およびデータ処理能力を調査し適合させるべきである。収集したデータの種類、タイムリーかつ総合的な方法でデータ処理を行う監督者の能力、またはタイムリーに特別なデータを収集する能力の内、いくつかまたは全てにおいて不足がある場合、その不足は、できる限り早く対処されるべきである。

監督者は、市場の主要関係者および市場の変則性（anomalies）を特定できるよう、取引情報蓄積機関（trade repositories）によって、ならびにその他の財務データが集約された情報源によって収集されたものなど、さまざまな情報源から入手可能な情報について、追加のデータ管理および分析プロセスを導入することを検討する必要がある。以下に記載する、G-SIIによって策定されるSRMPは、上述の監督上の見解を組み込むべきであり、また、当該グループが潜在的なシステムリスクにどのように対処しているかを監督者が把握する際に、監督者を支援する重要なツールになりうる。

3.3.2 システムリスク管理計画（SRMP）

- (24) G-SIIは、グループ全体の監督者と協議の上、G-SIIの指定の後即座にSRMPの策定を開始すべきである。G-SIIにとって、SRMPの目的は、グループ全体の監督者の監視の下で、G-SIIが自社のシステムリスクをどのように管理、軽減、および可能であれば削減するかを記載することである。当該計画では、保険グループをG-SIIとして指定する決定において特定されたリスクを取扱うべきである。SRMPは、G-SIIが金融システムおよび経済全体にシステムリスクをもたらす方法に対処することになる、より高い損失吸収力、改善された破綻処理および強化された監督など、適用可能な全ての措置を、要約された形式で整合的に規定するようデザインされている。グループ全体の監督者と協議した上で、これらの規制上の目標を満たす方法において選択肢が存在するため、この計画の構築は適切である。G-SIIは、特定のシステム上重要な業務を再構築すること、制限もしくは制約を課すこと、または、負の外部性のコストを（例えば損失を吸収するために自身の能力に追加することにより）取込むことでリスクを保持することが可能となる。
- (25) SRMPを策定するプロセスでは、G-SII、グループ全体の監督者、および他の関与する監督者間の連携を必要とするであろう。G-SIIは、指定プロセスの中で提起されたシステム上の問題を取扱うドラフトをグループ全体の監督者に示すことでプロセスを開始する。次のステップには、グループ全体の監督者が、提案された措置の適切性および改善のための提言について自身の見解を回答することが含まれる。監督者団のメンバーとの協議の後、SRMPの最終版は、G-SIIに指定されたことに伴い遵守するためにG-SIIが講じるであろう、簡潔ながらも具体的な措置を規定することになる。いずれは、IAISの評価方法を評価および改善するために、IAISがSRMPを入手できるようになることが期待される。
- (26) 実行可能かつ適切な場合には、SRMPは、G-SIIの（以下に記載されるように、G-SIIがどのように流動性リスクに対処するかを含む）全社的リスク管理（ERM）制度、お

よび、G-SII の内部統制がシステミックリスクをどのように取扱うかを記載すべきである。

- (27) SRMP は、G-SII がシステミックリスクを削減するか、またはそれらのリスクを（例えば、そのようなリスクテイクから生じる外部性のコストの少なくとも一部を取込むために、追加資本を用いることにより）軽減するために講じる措置を含めるべきである。これらには、（自立を達成するための）システム上重要な業務の伝統的な保険業務からの効果的な分離、そのようなリスクの量を削減するための特定されたシステム上重要な業務の制限もしくは禁止、または HLA などの措置、または、これらの措置と他のあらゆる措置の組合せが含まれる可能性がある。

3.3.3 強化された流動性計画および流動性管理

- (28) グループ全体の監督者は、グループ全体ベースでの流動性管理および流動性計画を評価および監視する責任を有する。グループ全体の監督者は、G-SII に対して、流動性リスクと利用可能な流動的リソースの十分性についての通常時およびストレス状況時におけるギャップについて定期的に分析するよう求めるべきである。グループ全体の監督者は、将来を見通し、かつ、過去のデータに全て基づくわけではないストレスシナリオを考慮すべきである。ストレス状況時、特に負債の急激な増加（例えば、保険会社の取付け騒ぎ、またはレーティング・トリガー）における市場参加者および顧客について予想される行動に関する調整について、考慮に入れるべきである。当該評価では、第一に NTNI 業務および相互関連性の主要チャンネルに焦点を置くべきである。内部の金融負債およびデリバティブなどの一部の指標が、他の指標よりも大きな、潜在的なシステム上の影響を持つため、相互関連性の特性に対して、特別に留意すべきである。また、これには、G-SII の資産負債管理、および可能性のある将来の流動資金の将来額に対応する際のその有効性の評価を含めるべきである。これらには、明確に文書化されたガバナンス要件の対象となる、定期的なギャップ分析および流動性リスク管理のための文書化された戦略および方針を含めるべきである。これには、グループ全体で、G-SII がこれらのリスクを（軽減または削減できるよう）管理するために整備した取決めの評価も含むべきである。

- (29) 流動性管理および流動性計画に関する論点には、以下が含まれる：

- （例えば、地方または中央の）流動性の管理の枠組み
- 短期の流動資金の必要額およびそれを満たす企業の能力に影響を及ぼす可能性がある、資産負債双方でのエクスポージャーの集中の程度
- 流動性リスクの負債サイドの管理に関する方針、およびレーティングの格下げトリガーについて考えられる影響

- ストレス状況であっても、証券がその流動性の必要性を満たす能力
- 保険グループの外貨全体の流動性の必要性と、個別の通貨における流動性の必要性の両方を管理する方法
- 流動性枠の利用
- デリバティブの使用（有担保コールおよびマージン・コールの可能性を含む）；ならびに、
- 貸株および買戻し条件付き契約の取引などからの短期の与信枠の管理。

3.3.4 NTN I 業務の効果的な分離

- (30) グループ全体の監督者は、システムリスクを削減または軽減するために G-SII の NTN I 業務の効果的な分離を適用することを選択することができる。
- (31) グローバルな保険グループ内での効果的な分離または相互関連性の程度はそのグループのシステム上の関連性にとって重要である。IFS 報告書では、金融危機から学んだ教訓の 1 つは、保険グループのシステム上の重要性は、当該グループの NTN I の業務量に関係すると主張している。また、保険グループのシステム上の重要性は、NTN I 業務が保険グループの伝統的業務とどのように結び付けられかによる。²²そのため、効果的な分離は、伝統的な保険事業を遂行するグループの一部に移された NTN I 業務の不振により引き起こされる悪影響の波及を防ぐために役立つことで、システム上の重要性を削減することができる。同時に、監督者が許可する場合、一部の保険グループは自身のために業務を分離しないことを選択し、健全なリスク管理は、分離することによる資本上の利益よりもより重要であると考えられる理由となる。いずれの場合でも、G-SII は、どちらのアプローチが選択されるかについての理由を説明する SRMP（上のセクション 3.2.2 参照）の策定を通じて、グループ全体の監督者と連携することになるだろう。
- (32) 効果的な分離は、G-SII の強靭性を向上させ、かつ、金融システムにストレスを与えることなく破綻処理される能力を向上することにより、G-SII に関して予想されるシステム上の影響を削減することを意図した、事前の政策措置である。効果的な分離は、制限と適切な HLA を組合せることにより、分離された NTN I 業務に関して予想される経営困難または破綻の影響をシステム上の水準以下まで低くできる可能性がある。
- (33) 何が効果的な分離を構成するかという疑問は、監督上の方針で不可欠な論点である。NTN I 業務が効果的に分離されているかどうかは、破綻処理可能性に直接影響することになり、また、G-SII に適用されるべき HLA の計算にも影響する可能性がある。以下

²² 「保険および金融安定化」の p.15

の 5 つの条件は、NTNI 業務が効果的に分離されているかどうかを判断する際に、グループ全体の監督者にとってガイドラインとして機能することが意図されている、規制上の政策基準である。これらの基準の適用に際しては、グループ全体の監督者は他の関与する監督者と協議した後に、企業全体の中の特定の組織、その組織が吸収するリスク、および関連する規制上の環境に適応するために、十分な柔軟性を持ってそれらを解釈すべきである。分離された事業体と G-SII の他の部門間に残存する、あらゆる必要な相互関連性は、結果として生じる他の措置（例えば、制限または HLA）の適用により対処されるべきである。

(34) G-SII は、効果的に分離されているとみなされるために、グループ全体の監督者により適用される、以下の 5 つの規制上の基準を満たさなければならない。これらの基準は、まとめると、グループ全体の監督者により効果的に分離されているとみなされるために要求される、高度ではあるが達成可能な基準を定める。これらの基準のうちいずれか 1 つでも違反があると、効果的に分離された G-SII としての立場を失う結果となる。

- a. 効果的に分離された事業体（子会社または関連会社）は、親会社または関係会社の支援を受けずに事業運営できる程度まで自立してなければならない。このことは、十分な独立した資本を必要とし、また、これは、「マルチプル・ギアリング」、複数のレバレッジ、または、そうでなければ持株会社または関係会社により発行される負債による資金調達の結果であってはならない。分離された事業体は、伝統的な事業体からの負債で資金調達される与信または資本を受け取ってはならない。これには、売却、管財人管理下に置かれる、または清算のいずれによろうとも、親会社もしくは関係会社のリソースまたは公的リソースの流出を伴わずに破綻処理される能力も含まれる。
- b. 効果的に分離された企業のガバナンスは、（リスク管理を含む）経営陣の業務上の独立性を定めるべきである。業務上の独立性の用語は、戦略的な意思決定は親会社または他の所有者によりもたらされる可能性があるとしても、経営陣は日常業務に権限を持つことを意味する。当該独立性は、取締役会の一部が独立したメンバーであることを要求することなどの措置により強化されるかもしれない（独立は、保険グループもしくはその子会社の常勤役員チームの一員ではない、または、親会社である持株会社または関係会社の取締役会のメンバーではないと定義される）。
- c. 保険グループの伝統的的事业からの NTNI 業務の効果的な分離が、結果として非規制金融事業体をもたらしてはならない。非規制事業体とは、単一の健全性規制者ま

たは同等の健全性規制枠組みを持たない事業体である。グループ全体の監督者が、資本要件または他の適切な健全性要件を、それを課さなければ単一の規制を欠くことになる事業体に課す場合、当該事業体は、この条件を満たす目的上、健全に規制されているとみなされることになる。

- d. 分離された NTNI 事業体とのあらゆるグループ内取引またはコミットメントは、「独立当事者間取引」でなければならない。これにより、伝統的事業から NTNI 業務への補助を防ぐことに役立つだろう。加えて、これらの取引またはコミットメントの規模または金額は、そのような取決めのいずれかの当事者が、顧客、業者または取引相手としての他者に過度に依存させるほど大規模なものとなるべきではない。この要件は上のパラグラフ a の措置と共に講じられ、分離された事業体から伝統的な保険事業への経営困難の伝播を防ぐことに役立つだろう。
- e. 風評リスクは、親会社または関係会社がある事業体に対し、財務支援を行う法的義務がないにも関わらず支援することから生じるが、金融ストレスのグループ内の伝播に関する懸念である。グループ全体の監督者は、このリスクの発生可能性および影響を最小化するために必要な措置を講じるべきである。上のパラグラフ a における自立の要件は、この懸念の一部に対処するために役立つ。それでも、他の効果的に分離された事業体が、経営困難な状況で支援を受ける場合、HLA 評価の目的上、当該事業体はもはや、効果的に分離されているとはみなされないだろう。

3.3.5 制限および禁止

- (35) グループ全体の監督者は、以下の目標を念頭に置いて、制限および禁止を適用することを選択しうる：
- G-SIIs 内でシステム上重要な業務によって生じる経営困難または破綻の可能性および影響を抑制すること；
 - システム上重要な業務の性質に基づき、当該業務を制限するまたは取り除くこと；および
 - そのような業務を制限するまたは妨げ、および G-SIIs に対して、自身のシステム上重要な業務を抑制または取り除くよう奨励し、ならびに他の保険会社がシステム上重要となりうる業務を引受けることを妨げること。
- (36) 制限および禁止は、システミックリスクを削減するための直接的かつ効果的な監督措置である。これらは、NTNI および相互関連性の業務に適用することができ、また、独立して、または他の政策措置と組合せて適用することができる。また、制限および禁

止は、G-SII 内の特定の法人を対象とすることができる。

(37) 制限および禁止は、強い阻害要因を与える、および／またはシステム上重要な業務の遂行に係る費用を取り込むという措置に加え、業務に関する直接的な禁止、制約および制限を含む、さまざまな選択肢を対象とし、以下が含まれる：

- システム上重要な業務の直接的な禁止または制約²³；
- システム上重要な業務に、資金提供または支援を行う取引の事前承認に関する要件²⁴；
- システム上重要な業務に関連するリスクの分散に関する要件²⁵；および
- 伝統的保険事業とその他の事業との間の分散化の利益を制約または制限すること。この措置は、全般的な資本状況を改善し、それにより、HLA 能力を提供する。実際的には、これは、最終的な親会社のレベルか、または NTNI の中間持株会社もしくは事業体レベルのいずれかで適用される²⁶。

(38) 保険会社が、NTNI および相互関連性を通じた場合以外に、本質的にシステミックリスクを生み出す可能性がないことを前提とすると、業務を取り除くこと、または関連する業務を大幅に縮小することが目標である場合、当該業務の禁止または厳格な制約が、G-SIIs に適用される可能性がある。システム上重要な業務が必要である、または避けられないとみなされる場合、構造的な措置（例えば隔離または分離）および HLA 能力の場合に比べ、制限は大きな役割を果たさない可能性がある。

3.4 実効的な破綻処理

(39) 実効的な破綻処理で望まれる成果は以下を行うこととなる。

- 深刻なシステム上の混乱がなく、および納税者の損失へのエクスポージャーを増やすことなく、G-SIIs の破綻処理が実行できることを確保する。
- 清算時に請求権の優先順位を配慮する方法で、株主および無担保の債権者が損失を吸収できるようにする仕組みを通して、極めて重要な経済機能を保護する。
- 保険契約者保護の制度が、引続き、できる限り実効的であるよう確保する²⁷。
- 不要な価格破壊を避け、存続不可能な G-SIIs が秩序ある方法で市場から撤退で

²³ 例えば、CDS またはその他の金融商品に関する一定の金融保証の発行の禁止。

²⁴ 例えば、NTNI 業務に関連するグループ内取引 (IGTs) の事前承認。

²⁵ 例えば、金融保証付きの変額年金またはモーゲージ保証保険など、NTNI の事業種目における、関連する加盟再保険の利用の制約。

²⁶ 分散化の利益を制約または制限する上で、どの事業セグメントが増資可能かについて、G-SIIs の選択肢は少なくなる。したがって、分散化の影響の制約または制限は、どの事業セグメントが資金不足となり、補助を受ける可能性があるかを示している。

²⁷ ICP 12 「清算および市場からの撤退」の「法令は、市場からの保険法人の撤退のためのさまざまなオプションを定義する。法令は支払不能を定義し、保険法人の支払不能に対処する規程および手続きを定める。保険法人の清算手続きの場合には、法令上の枠組みが保険契約者の保護を優先させ、保険契約者へのタイムリーな給付金の支払いの停止を最小限にすることを目的とする。」を参照。

きるよう確保する。および、

- 円滑な破綻処理の妨げとなるものを特定し、取り除く。

3.4.1 G-SIIsのための破綻処理の枠組みおよびツール

- (40) G-SIIs を監督する当局および G-SIIs 自体も、FSB により公表された、破綻処理に関する国際基準である、主要な特性²⁸を遵守すべきである。本基準は、最低でも G-SIIs を含む全ての G-SIFIs に適用されるべき、金融機関のための一連の具体的な要件を設定している。これには、(i) CMGs の設置、(ii) RRP の策定、(iii)破綻処理実行可能性評価の実施、および(iv)個別金融機関毎の国境を越えた協力の取決めの採択、が含まれる。
- (41) 実効的な破綻処理を遂行するために、当局は、保険契約者を保護し、金融市場の不安定化を回避するために安全かつ迅速に介入することを可能にする、自身が自由に利用できる広範な一連のツールを有する必要がある。現在、多くの IAIS の管轄区域では、再建システムのトリガー・ポイントに関連して、4つの権限を有しており、それらは、(i)「規定された資本要件」(PCR)に違反があればソルベンシー計画を、(ii)「最低資本要件」(MCR)に違反があれば財務計画を、(iii)資産/負債比率に違反があれば再建計画を、および(iv)資産/負債比率と MCR の双方に違反があれば清算計画をそれぞれ要求することである。これらの権限は、G-SIIs が健全な状態の場合、G-SIIs の RRP とみなされるべきである。FSB の主要な特性は、当局が、破綻した G-SIIs を秩序ある方法でかつ、納税者を損失リスクにさらすことなく破綻処理できるために、各国の破綻処理の全ての枠組みが有するべき責任、手段、および権限を設定する、各国の破綻処理の枠組みの改編のための評価基準として機能すべきである。
- (42) また、当局は、大きなデリバティブ・ポートフォリオを持つ、主に伝統的な保険グループが、基本契約書に従い、これらのデリバティブの法的拘束力のあるクローズアウトネットティングを理由に、無秩序なラン・オフを経験する可能性があるかどうか、判断する必要がある。
- (43) 当局は、ストレスを受ける事象が発生する期間中、NTNI 業務と伝統的保険業務の分離の障害となるものを除去することを含め、実効的な破綻処理を確保するために、あらゆる必要な措置を検討し、講じることになる。破綻処理実行可能性の評価には、実効的な、事前の業務分離が整っているか、およびその程度を評価することを含むことになる。セクション 3.3.4 の NTNI 業務の効果的な分離を参照。

²⁸ http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_111104cc.pdf 参照。

(44) 主要な特性は、当局が G-SIFIs のための要件を実施する際の助けとなる指針を提供する。IAIS は、保険の特性がこれらの要件を実施する際に考慮される必要があるものの、これらの要件が G-SIIs にも関係するという事に賛同する。IAIS は、FSB により策定されている主要な特性の評価方法には、保険特有の要素を含むべきであると考えており、そのため、IAIS は、評価方法が保険の特性を取扱うことを確保するために FSB と緊密に取り組んでいる²⁹。考慮する必要のある保険の特性には、以下を含む：

- 伝統的保険業務から NTNI 業務を分離するための計画およびステップ
- 伝統的保険業務を行う事業体の破綻処理の一環としての、包括移転およびラン・オフ取決めの利用可能性
- 多くの管轄区域における、保険契約者保護および保証制度（または、それに類似する取決め）の存在

(45) また、IAIS は、G-SIIs の破綻処理実行可能性を評価するための定型様式を策定する予定である。この定型様式は、G-SII が破綻処理される必要がある場合に、G-SIIs が破綻処理の準備をより適切に行えるような構造的な措置を特定する際に、当局の助けとなりうる。前述のセクション 3.3.2 で論じられた、効果的な分離に関する問題も、この状況において検討されるべきである。特に、G-SII の全ての重要な事業体に対して、法的義務のない財務支援の観点での風評リスクの問題が、事業規模または業務のシステム上の重要性のいずれかの観点から調査されるべきである。

3.5 損失吸収（LA）能力—全てのグループ業務への適用

(46) G-SIIs のための HLA 要件の基礎として³⁰、IAIS は最初のステップとして、非保険子会社を含む全てのグループ業務に適用される、簡明なバックストップ資本要件を 2014 年末までに完了すべく策定する予定である。

(47)

3.6 より高い損失吸収（HLA）能力—NT および NI 業務への適用

3.6.1 概要および目的

(48) G-SIIs は、自身がグローバルな金融システムおよびグローバルな経済にもたらすより巨大なリスクを反映するために、より高い損失吸収能力を有するべきである。上のセ

²⁹ 例えば、主要な特性 3.5（債務の削減（Bail-in））、保険ビジネスモデルの資金調達条件、および、主要な特性 3.2(xii) および 4.3(i)、保険契約（およびデリバティブ契約など）に関して保証される時間枠が考慮される必要がある。

³⁰ 非 G-SIIs への LA の適用は本文書の適用範囲外である。

クシオン 2.2 で述べたように、G-SIIs のためのこれらの政策措置の目的は、経営困難または破綻の可能性、およびそれらが金融システムに及ぼす影響を削減し、また、企業がシステム上さらに重要となることを妨げることである。これら 2 つの目的を達成するための 1 つの直接的な政策措置は、より資本を保有すること、つまり、HLA 能力を要求することである。

(49) HLA 能力に期待される成果は、その全てが経営困難または破綻の可能性およびそれにより予想される影響を低減するために機能することであり、以下を含む：

- G-SII を、可能性は低い影響度の大きい事象に対してより強靱にすることにより、G-SIIs の経営困難または破綻から発生する金融システムおよび経済全体、言い換えれば外部に対するコストを、保険グループに取込む。
- 速い段階での監督上の介入、および金融システムに発生するリスクに対処するためのさらなる時間を可能にする。
- 金融システムに脅威をもたらす業務の遂行に阻害要因を与える。
- より低い資金調達コストなど、G-SII の立場に伴って便益が生じることがあれば、それを相殺する。

(50) 非規制金融事業体にとって、HLA 要件は、当該事業体が「損失吸収」、つまり基礎資本要件 (base capital requirements) の対象にもならなければならないことを意味する。これらは、バックストップ資本要件、または、当該事業体の業務がバーゼルⅢの適用範囲である場合にはバーゼルⅢルールとすべきである。これにより、G-SIIs および G-SIBs 間でのより公平な競争条件がもたらされ、また、規制上の資本の裁定を阻止することになる。

(51) また、グループ全体の監督者は、システミックリスクの削減を達成するために、規制上の制限または制約を検討する可能性がある。制限または制約が、保険グループがもはや G-SII とみなされなくなる程度まで十分にシステミックリスクを削減するならば、そのことで HLA および他の G-SII 関連の要件の必要性がなくなるだろう。

(52) 必要とされる HLA の額を計算する方法では、保険グループが効果的な分離を実証したかどうかを考慮する可能性がある。G-SII が NTNI 業務の伝統的な保険業務からの効果的な分離を実証できる場合は、遂行される NTNI 業務に対する基礎資本要件に基づいて、HLA 引上げを計算する可能性がある。これは、可能であれば、システミックリスクを引き起こすまたは悪化させる可能性のある業務をターゲットとする、HLA の原則に沿っている。NTNI が効果的に分離されず、および一部の保険会社がそうすることを選択しない場合で、グループ全体の監督者が認める場合には、HLA 引上げは、結合さ

れた保険事業体の NTNI 業務の基礎資本要件および相互関連性のスコアに従って計算する可能性がある。

(53) HLA 能力を達成するために取られるアプローチでは、現在、保険グループのためのグローバルな会計基準またはソルベンシー基準が何ら存在しないことを認めている。そのため、より包括的な枠組みが設けられるまで、HLA は、当初は、バックストップ資本要件に基づくことになる。本文書の目的上、基礎資本要件の概要説明は以下に記載している。

(54) HLA の評価では、その保険会社のシステミックリスクを軽減するための、各国の規制上の枠組みで課されるあらゆる資本チャージを考慮する可能性がある。

3.6.2 HLA 「引上げ」を計算するための方法

HLA の要素

(55) (より包括的な枠組みが利用可能となるまでは) 上述の LA 能力の要件を基礎として、および公開協議の後に、IAIS は、指定 G-SIIs に適用される HLA の実施の詳細を、本措置の導入のための十分な移行期間を考慮した上で、2015 年末までに策定する予定である。HLA の実施は、2019 年から開始される予定である (セクション 4 参照)。また、IAIS は、(HLA が評価されることになる G-SII グループの範囲を含む) 関連する論点についても協議する予定である。

(56) HLA は、2 つの要素の掛け算として計算される可能性がある：必要な基礎資本額、および、その基礎資本に対するパーセンテージの引上げまたは増加。基礎資本要件は、非金融業務を除いた NTNI 業務の量に基づく可能性がある。このアプローチは、全ての NTNI 業務が何らかの基礎資本要件の対象となると想定していることに留意すべきである。このように、資本の引上げは、システム上の重要性に最も直接的な原動力となるこれらの業務に焦点を当てている。伝統的および非金融業務は HLA 要件に直接影響を及ぼすことはないものの、それらはグループの相互関連性のスコアを通して、間接的に HLA の計算に影響を及ぼす。

A. 基礎資本要件

(57) 基礎資本要件 (LA 能力要件) は、業務の種類および当該業務が遂行されてる事業体の種類に基づいて様々となる。この要件は、より包括的な枠組みが策定されるまでは、一般的に、以下の 3 つの形態の 1 つを採用することになる。

1. 保険事業体—基礎資本は、提案されるバックストップ資本要件である。

2. バーゼルⅢルールが適用される非保険金融事業体—基礎資本は、バーゼルⅢルールに基づく必要資本である。
3. バーゼルⅢルールが適用されない非保険金融事業体—基礎資本は、提案されるバックストップ資本要件である。

B. パーセンテージの引上げ

- (58) 引上げは、G-SII の NTNI 業務に適用される可能性があり、また、実行可能であれば、G-SIIs が自身の NTNI 業務を分離し、およびその相互関連性を削減するインセンティブをもたらす可能性がある。HLA の引上げの較正は、バックストップ資本要件が決定された後に暫定的に検討され、その後、包括的な枠組みが利用可能になった時点で再検討される予定である。

効果的でない NTNI 業務の分離

- (59) 効果的に分離されない事業体の場合、パーセンテージの引上げは、評価プロセスで得られる G-SII の相互関連性のスコアに基づく公式に従って算定される可能性がある。

効果的な NTNI 業務の分離

- (60) 効果的に分離された事業体により遂行される業務によって金融システムにもたらされるリスクは、効果的に分離されていない事業体により遂行される同一の業務によってもたらされるリスクよりも小さいと考えられる。このアプローチの前提は、効果的な分離が、経営困難または破綻の影響による金融システムおよびより広範な経済へ伝播を抑制することになるということである。

- (61) 効果的に分離された保険事業体の NTNI 業務の場合、パーセンテージの引上げは、効果的に分離されていない業務に対するものよりも低くなる可能性がある。

3.6.3 HLAの所在

- (62) 効果的な分離の場合、資本の引上げは、システム上リスクがある業務が遂行されている、分離された事業体において保持されるべきである。

- (63) 保険グループが効果的な分離を行っていない場合、グループ全体の監督者は、監督者団のメンバーと協議の上、予想されるシステム上の影響の削減に最適となる場所に引上げがされるよう要求すべきである。この決定の指針として、監督者は、資本の流用可能性（管轄区域を越えておよび事業体間で資本を移動する能力）、および、システム上の影響を及ぼす可能性がある業務を遂行するコストを取込むことの結果に関する結果を考慮すべきである。加えて、HLA の所在についての決定は、グループの監督者ま

たは監督者団が非規制金融子会社に何らかの権限を有するかどうかを考慮すべきである。例えば、HLA は、非規制の事業子会社に対しては HLA を要求するための健全規制上の権限が欠如しているため、持株会社で保有される必要がありうる。

3.6.4 認容可能な資本商品

(64) 現在、保険セクターにおいて、資本についての共通のグローバルな定義は存在しない。

ICP 17.11.34 では、資本の大まかな分類の例を以下の通り規定している：

- a. 質の高い資本：継続企業ベースと清算ベースで、保険会社がいつでも損失のカバーに全額を利用できる永続的資本
- b. 中間の質の資本：質の高い資本の特性を一部欠くが、事業継続中にある程度の損失吸収性を有し、保険契約者の権利（および合理的な期待権）よりも劣位に置かれている資本
- c. 質の低い資本：支払不能/清算時にのみ損失吸収性を有する資本

(65) 2010 年 11 月の G20 ソウルサミットで支持された FSB の報告書³¹では、G-SIFIs が、そのバランスシートのより大きな部分が、資本または継続企業としての金融機関の強靱性を増加させる他の資本調達手段により資金調達されることにより、より大きな損失吸収能力を有するべきであると記載している。

(66) FSB の勧告に沿って、HLA 能力要件の事業継続の目的を考えると、HLA 能力は、上述の ICP 17.11.34 で定義される質の高い資本により満たされるべきである。質の高い資本を構成する資本調達手段は、継続企業ベースで、保険会社がいつでも損失のカバーに全額を利用できる永続的資本であり、当面は、HLA 能力要件を満たすための適切な資本調達手段である。

³¹ FSB の 2010 年の 11 月 8 日のソウル文書、および、金融安定の強化のための G20 提言の実施に関するワシントンサミット以降の FSB の進捗状況

4 実施

4.1 実施のスケジュール

(67) G-SII の政策措置の実施の開始時点は、IAIS との協議により FSB および各国の監督当局によって、具体的な保険会社が G-SII であると認められる決定の時点である。各 G-SII について、グループ全体の監督者は、要求される政策措置を実施するプロセスを開始するため、G-SII と連絡を取るようになる。主要な日程、スケジュール、およびそれぞれに必要な行動（または中間的な活動）は以下に要約される：

主要な実施日およびスケジュール	必要となる行動（または中間的な活動）
2013年7月	2011年のデータを用いた IAIS の選定手法に基づいて、FSB が、G-SIIs の最初の集団を指定（2014年以降、毎年11月に FSB が更新結果を公表） 指定された G-SIIs については、FSB の金融機関のための実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性における破綻処理計画および破綻処理実行可能性評価の要件、ならびにグループ全体の監督を含む強化された監督の実施の開始
2013年10月	IAIS が、定量的な資本基準を含む、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）のための包括的な、グループ全体の監督上および規制上の枠組みを策定するための活動計画を作成
2014年7月	指定された最初の G-SIIs 集団のための危機管理グループ（CMGs）の設置 IAIS が FSB に対して、主要な再保険会社の G-SII の地位に関して、および当該再保険会社のための適切なリスク軽減措置に関して提言を行う
2014年7月	システミックリスク管理計画（SRMP）の完成
2014年9月	IAIS が、非保険子会社を含む全てのグループ業務に適用される、簡明なバックストップ資本要件（損失吸収-LA）を完成
2014年末	指定された最初の G-SIIs 集団のための、流動性リスク管理計画を含む再建および破綻処理計画が策定されかつ CMGs により合意される
2015年末	IAIS が、2019年から指定 G-SIIs への適用が開始される HLA の実施の詳細を策定する
2016年7月	SRMP の実施の評価
2017年11月	IAIS の評価方法および 2016年のデータに基づいて、FSB が、G-SIIs の集団を指定し、それらには 2019年から実施される HLA 政策措置が適用される
2019年1月	2017年11月に指定された G-SIIs に HLA 要件が適用される

- (68) G-SII との議論では、まず、G-SII の地位となる具体的な原動力に焦点を当てることになろう。グループ全体の監督者は、即座に、強化された監督（SRMP の策定を含む）および実効的な破綻処理に関する措置の実施を開始することになる。流動性リスク管理計画を含む再建および破綻処理計画（RRPs）は、2014 年末までに策定されかつ危機管理グループ（CMGs）により合意されるべきである。SRMP は、最初の G-SII のグループの指定後から 12 カ月以内に完了すべきである。SRMP の実施は、G-SII の指定から 3 年後に、当局により評価されるべきである。
- (69) HLA に関する政策措置案に関して、IAIS は、HLA および（HLA が評価されることになる G-SII グループの範囲を含む）関係する論点について、2015 年の初期までに、具体的な計画を策定しかつ特定する予定である。IAIS および FSB が G-SIIs に指定された保険会社に関する様々な影響をより良く理解することを支援するために、HLA の水準案の影響度調査が実施される予定である。HLA に関する政策措置案の公開協議は 2015 年中に行われることが予定されている。
- (70) HLA 能力要件は、2017 年に指定された G-SIIs に対して 2019 年から適用されることになり、また、2017 年における SRMP の実施状況に基づくことになる。指定された G-SIIs のリストは毎年更新されることになる。2017 年の G-SII の指定の後、新たに指定された G-SII は、HLA 能力要件を満たすために同じ期間を有することが認められる。
- (71) IAIS は、G-SII の評価方法における指標に関する高品質のデータを保険会社が提供できるような枠組みの作成を各国の当局に期待する。（市場参加者のため、および市場規律の向上のために）評価方法の透明性および G-SIIs の効率的な特定を確保するために、使用されたデータは、理想としては、公表されるべきである。IAIS は、今後数年間、そのような公表が可能となるよう、参加する当局と協力する予定である。
- (72) G-SII の政策措置の実施は、国際的な整合性を確保するために、IAIS のピア・レビューのプロセスによりモニターされるべきである。